

平成23年第1回

## 福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成23年3月29日開会

平成23年3月29日閉会

福井県後期高齢者医療広域連合議会

## 平成23年第1回福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録索引

議事日程 .....	1
出席議員 .....	1
欠席議員 .....	1
事務局出席職員 .....	1
説明のため出席した者 .....	2
開会宣告 .....	2
広域連合長挨拶 .....	2
開議宣告 .....	3
日程1 議席の指定について .....	3
日程2 会議録署名議員の指名について .....	3
日程3 会期の決定について .....	4
日程4 福井県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員の 選挙について .....	4
日程5 第1号議案 福井県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の 同意を求めることについて .....	5
提案理由説明	
○東村広域連合長 .....	5
採 決 .....	5
田本監査委員挨拶 .....	6
日程6 第2号議案 平成23年度福井県後期高齢者医療広域連合一般会計予算 ...	6
日程7 第3号議案 平成23年度福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療 特別会計予算 .....	6
提案理由説明	
○東村広域連合長 .....	6
質 疑	
○松本朗君 .....	7
○三上事務局長 .....	8
○松本朗君 .....	9
○三上事務局長 .....	9
討 論	
○松本朗君 .....	9
採 決 .....	10
日程8 第4号議案 平成22年度福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療 特別会計補正予算 .....	10

提案理由説明	
東村広域連合長 .....	1 0
採 決 .....	1 1
日程 9 第 5 号議案	福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例 の一部改正について .....
	1 1
提案理由説明	
東村広域連合長 .....	1 1
採 決 .....	1 2
日程 1 0 第 6 号議案	福井県後期高齢者医療広域連合職員の給与の支給に関する条例 の一部改正について .....
	1 2
提案理由説明	
東村広域連合長 .....	1 2
採 決 .....	1 2
日程 1 1 一般質問 .....	1 2
○松本朗君 .....	1 2
○東村広域連合長 .....	1 4
○松本朗君 .....	1 4
○三上事務局長 .....	1 4
○松本朗君 .....	1 5
○東村広域連合長 .....	1 5
広域連合長挨拶 .....	1 5
閉会宣告 .....	1 6

平成23年第1回福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会議決事件一覧

番 号	件 名	提出者	上 程 年月日	議 決 年月日	議決結果
第1号議案	福井県後期高齢者医療 広域連合監査委員の選 任につき議会の同意を 求めることについて	広域連合長	23.3.29	23.3.29	同 意
第2号議案	平成23年度福井県後 期高齢者医療広域連合 一般会計予算	〃	〃	〃	原案可決
第3号議案	平成23年度福井県後 期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会 計予算	〃	〃	〃	原案可決
第4号議案	平成22年度福井県後 期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会 計補正予算	〃	〃	〃	原案可決
第5号議案	福井県後期高齢者医療 広域連合後期高齢者医 療に関する条例の一部 改正について	〃	〃	〃	原案可決
第6号議案	福井県後期高齢者医療 広域連合職員の給与の 支給に関する条例の一 部改正について	〃	〃	〃	原案可決

平成23年第1回福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会会期及び日程

月日	曜	時間	会議	場所	会議事項
3月29日	火	午後3時05分	本会議	福井県自治会館 多目的ホール	議案上程 質疑、討論、採決 一般質問、閉会

# 福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成 23 年 3 月 29 日（火曜日）午後 3 時 05 分開会

平成 23 年 3 月 29 日、平成 23 年第 1 回定例会が福井県自治会館多目的ホール（議場）に招集されたので、会議を開いた。

日程 1 0 第 6 号議案 福井県後期高齢者医療広域連合職員の給与の支給に関する条例の一部改正について

日程 1 1 一般質問

## ○議事日程

- 日程 1 議席の指定について
- 日程 2 会議録署名議員の指名について
- 日程 3 会期の決定について
- 日程 4 福井県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について
- 日程 5 第 1 号議案 福井県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程 6 第 2 号議案 平成 23 年度福井県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 日程 7 第 3 号議案 平成 23 年度福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
- 日程 8 第 4 号議案 平成 22 年度福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算
- 日程 9 第 5 号議案 福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

## ○出席議員（23 人）

- 1 番 河端 満君 2 番 原 幸雄君  
3 番 清水 正信君 4 番 北村 晋君  
5 番 濱田 守好君 6 番 寺澤 繁夫君  
7 番 中村 正彦君 8 番 山崎 文男君  
9 番 玉邑 哲雄君 10 番 大久保恵子君  
11 番 嵐 等君 12 番 森田 稔君  
13 番 向瀬 英渡君 14 番 ・村 春男君  
15 番 砂子 三郎君 16 番 清水 清蔵君  
17 番 西本 恵一君 18 番 高田 訓子君  
19 番 栗田 政次君 20 番 山川 豊君  
21 番 松本 朗君 22 番 東野 栄治君  
23 番 河合 永充君

## ○欠席議員（0 人）

## ○事務局出席職員

- 事務局長 三 上 明 範  
事務局次長 森 川 亮 一  
業務課長 八十島 孝 彦

会計管理者 清水啓司  
業務課長補佐 山岸健  
係長 田畑佳亨  
係長 川江邦孝  
係長 村松克紀

---

○説明のため出席した者

広域連合長 東村新一君  
副広域連合長 杉本博文君  
副広域連合長 橋本達也君

---

○議長（栗田政次君） 平成23年第1回福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会は本日招集され、出席議員が定足数に達しておりますので議会は成立いたしました。

よって、これより開会し、本日の会議を開きます。

ここで、去る3月11日に発生いたしました東北地方太平洋沖地震の犠牲となられました方々に対し、謹んで哀悼の意を表し、1分間の黙祷をささげたいと存じますので、御起立願います。

（全員起立）

○議長（栗田政次君） 黙祷

（黙祷）

○議長（栗田政次君） 黙祷を終わります。ありがとうございました。御着席ください。

ここで、広域連合長より発言を求められておりますので、許可いたします。

連合長。

（広域連合長 東村新一君 登壇）

広域連合長（東村新一君） 本日ここに、平成23年第1回福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多用の中、御参集を賜り厚く御礼申し上げます。

また、当広域連合の運営につきましても、格別の御理解と御協力を賜り、改めて御礼を申し上げます。

去る3月11日に発生いたしました東北地方太平洋沖地震は、我が国を未曾有の混乱に陥れ、その生々しい爪痕は改めて自然の猛威を我々に見せつけます。被災された方々に対しましては、心からお見舞いを申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興を願う次第であります。これまで、地震、水害、雪害に見舞われてきた本県ではありますが、今一度、大規模災害に遭遇した際の保険者としての対応を再度点検いたしますとともに、今後、被災された方が本県に転入され、被保険者となられた場合には、保険料や医療機関の窓口負担金の減免などの適確な対応をしてみたいと考えております。

さて、新たな後期高齢者医療制度につきましては、平成23年度から約2年間の準備期間を経て、平成25年3月に施行する予定であると申し上げてまいりました。しかしながら、最終とりまとめに対して、全

国知事会が強く反対したことや、与党民主党の理解が得られなかったことから、本年1月、厚生労働省は施行時期を1年先延ばしして、平成26年3月施行に変更したことを明らかにしたところであります。

今後、新たな後期高齢者医療制度は、社会保障と税の一体改革という新しいステージのもと、国と地方との協議、与党民主党や野党との調整といった課題を解決しながら改革が進められていくものと思われま

す。私どもといたしましても、現行制度の円滑な運営に努めながら、状況を注視してまいります。

本日は、「監査委員の選任につき議会の同意を求めること」、「平成23年度一般会計・特別会計予算」、「平成22年度特別会計補正予算」、「後期高齢者医療に関する条例の一部改正」、「職員の給与の支給に関する条例の一部改正」の6議案を提案させていただいておりますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**議長（栗田政次君）** 議事に先立ちまして、ここで御報告を申し上げます。

県内17市町から選出いただきます当広域連合議会議員のうち、

6番 浜田勝美君から、当広域連合議会議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、地方自治法第126条の規定に基づき、議長においてこれを受理し、辞職を許可いたしました。

また、15番 砂子三郎君が大野市議会議員の任期を満了されました。

これらの辞職等に伴い、2名の議員が選出され、当広域連合議会議員に就任されたことを合わせて御報告申し上げます。

ここで、新しく当広域連合議会議員とされました皆さんを御紹介申し上げます。

氏名を事務局から朗読させます。

**事務局員（清水啓司君）** それでは、命により氏名を朗読いたします。

寺澤繁夫議員、砂子三郎議員、以上でございます。

**議長（栗田政次君）** なお、このたび新たに選出されました議員の皆様におかれましては、議事の進行上、ただ今御着席の議席を仮議席に指定いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりと定め、直ちに議事に入ります。

日程1 「議席の指定」を行います。

今回新たに当広域連合議会議員に選出されました議員の議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。

氏名とその議席番号を事務局に朗読させます。

**事務局員（清水啓司君）** それでは、命により、氏名と議席番号を朗読いたします。6番 寺澤繁夫議員、15番 砂子三郎議員、以上でございます。

**議長（栗田政次君）** 次に、日程2 「会



議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第74条の規定により、

1番 河端満君、2番 原幸雄君を指名いたします。

次に、日程3 「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日限りとしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(栗田政次君)** 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、日程4 「福井県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦によりたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○議長(栗田政次君)** 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦によりたいと決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名したいと存じます。これに御異議ご

ざいませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(栗田政次君)** 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

選挙管理委員会委員には敦賀市 坂東佐喜子君、鯖江市 山本義彦君、永平寺町 中谷英樹君、以上の3名の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今議長が指名いたしました坂東佐喜子君、山本義彦君、中谷英樹君を選挙管理委員会委員の当選人とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(栗田政次君)** 御異議なしと認めます。よって、ただ今指名いたしました坂東佐喜子君、山本義彦君、中谷英樹君が選挙管理委員会委員に当選されました。

続きまして、選挙管理委員会委員補充員には、敦賀市 桃井泰朝君、鯖江市 岸本直樹君、永平寺町 田原豊数君、以上の3名の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今議長が指名いたしました桃井泰朝君、岸本直樹君、田原豊数君を選挙管理委員会委員補充員の当選人にすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(栗田政次君)** 御異議なしと認め

ます。よって、ただ今指名いたしました桃井泰朝君、岸本直樹君、田原豊数君が選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

次に、補充の順序についてをお諮りいたします。

補充の順序は、ただ今議長が指名いたしました順序にいたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(栗田政次君)** 御異議なしと認めます。よって補充の順序は、ただ今議長が指名した順序に決しました。

次に、日程5 第1号議案「福井県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき、議会の同意を求めることについて」を議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

連合長。

(広域連合長 東村新一君 登壇)

**○広域連合長(東村新一君)** ただ今上程されました、第1号議案「福井県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めること」について、提案理由の説明を申し上げます。

福井県後期高齢者医療広域連合の監査委員につきましては、福井県後期高齢者医療広域連合規約第18条第2項の規定に基づき、議会の御同意を得て選任するものであります。

今回、識見を有する監査委員として選任

いたしておりました田本光三氏がその任期を満了されたことに伴い、引き続き同氏を選任いたしたく、議会の御同意をお願いするものであります。

田本氏は金融機関に長年勤められ、退職後は坂井市や団体の監査委員に就かれています。坂井市監査委員としては、旧丸岡町時代を含めて10年目を迎えられ、会計監査業務に精通されておられることから、識見、人格ともに監査委員として適任と考えております。

よろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

**○議長(栗田政次君)** 以上で提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

本案は、人事に関する案件でありますので、一切の手続を省略し、直ちに採決に入りたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○議長(栗田政次君)** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

ただ今議題となっております第1号議案につきましては、田本光三君を監査委員に選任することに同意を求められております。これに同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（栗田政次君） 御異議なしと認めます。

よって、第1号議案「監査委員の選任」については、田本光三君に同意することに決しました。

ただ今監査委員の選任に同意を得られました田本光三君からごあいさつを受けることにいたします。

（監査委員 田本光三君 登壇）

監査委員（田本光三君） ただ今、当広域連合の監査委員に御同意をいただきました田本でございます。まことにありがとうございます。

当広域連合の監査委員は2期目でございますので、これまでの経験を生かしまして、一生懸命監査委員としての職務に精励したいと思っておりますので、これまで同様、議員各位の御指導、御鞭撻をお願い申し上げます。どうぞよろしく申し上げます。

（拍手）

議長（栗田政次君） 次に、日程6 第2号議案「平成23年度福井県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」及び日程7 第3号議案「平成23年度後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。  
連合長。

（広域連合長 東村新一君 登壇）

○広域連合長（東村新一君） ただ今上程されました第2号及び第3号議案の平成23年度各会計予算につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

先ず、平成23年度の予算編成に当たっては、被保険者の方々に安心して医療を受けていただくことができるよう、制度に係る情報を的確に把握し、過不足なく事業を計画することなどに心がけ、「被保険者への安心の提供」と「円滑な制度運営」を柱として、総合的かつ横断的な調整を図りながら、所管の事業を精査し、政策効果を重視した見直しや経費の合理化を行います。また、事務的経費につきましては、構成市町の厳しい財政状況に配慮して、コストに関し十分な精査を行います。

それでは、第2号議案の一般会計予算から御説明いたします。

議案2ページをお願いいたします。

平成23年度の一般会計予算であります。予算総額を4億5,496万1千円と定めるものであります。

おめくりいただきまして、3ページをお願いいたします。

歳入の主なものといたしましては、「第1款 分担金及び負担金」に構成市町からの負担金として4億5,470万円を計上いたしております。

おめくりいただきまして、4ページをお

願いいたします。

歳出の主なものといたしましては、「第1款 議会費」に144万7千円を、「第2款 総務費」では、広域連合の運営に要する経費として1億6,765万6千円を、「第3款 民生費」では、後期高齢者医療特別会計への繰入金といたしまして2億8,398万5千円を計上いたしております。

次に、第3号議案の平成23年度の後期高齢者医療特別会計について御説明いたします。

議案5ページをお願いいたします。

平成23年度の特別会計予算であります。が、予算総額を941億5,335万7千円と定めるものであります。

おめくりいただきまして、6ページをお願いいたします。

歳入の主なものといたしましては、「第1款 市町支出金」では、被保険者からの保険料及び市町の療養給付費の定率負担金として150億138万5千円を、「第2款 国庫支出金」では、国の療養給付費の定率負担金、調整交付金等として、合計で305億6,560万7千円を、「第3款 県支出金」では、県の療養給付費の定率負担金など76億4,384万3千円を計上いたしております。

次に、「第4款 支払基金交付金」に、現役世代からの支援金である交付金として392億6,275万6千円を、「第8款

繰入金」では、一般会計、臨時特例基金及び療養給付費等準備基金からの繰入金として16億7,023万円を計上しております。

おめくりいただきまして、7ページをお願いいたします。

歳出につきましては、「第1款 総務費」では、制度運営に係る経費3億2,673万9千円を、「第2款 保険給付費」では、療養の給付に係る費用、高額療養費、葬祭費など、合計で934億8,924万2千円を計上いたしております。

また、「第5款 保健事業費」では、市町が実施する長寿健康診査事業において、平成23年度から医療機関で実施する個別健診の、検査項目や委託料の県内統一化が図られることから、受診率の向上を図るため、市町への補助を拡充して1億9,813万2千円を計上いたしております。

何とぞ十分なる御審議をいただき、妥当なる御議決を賜りますようお願い申し上げます。

**議長（栗田政次君）** 以上で、提案理由の説明は終わりました。

ただ今から質疑に入ります。

21番 松本朗君から質疑の通告がありましたので、許可いたします。

21番 松本君。

**○松本朗君** 22年度の補正にも若干係るのですけど、22年度の収支見通しについ

て先ずお尋ねをします。つまり、22年度1年間を通じて収支がどのようになっているかということです。

それから、保険給付費の推移、全体のここ数年間の傾向について説明をいただければと思います。

その前年度、この後期高齢者医療制度の保険料の見直しの時には、保険料の引き上げは行わなかったわけでありましたが、保険料との関係でどのように考えられているのかということ。

それから、第3点はこの制度にはいろいろと減額制度はたくさんあるわけですが、申請による減免制度について簡単な説明をしていただいた上で、減免制度の周知徹底をどのようにされているのかについてお尋ねをします。

**議長（栗田政次君）** 松本君の質問に対する理事者の答弁を認めます。

事務局長。

（事務局長 三上明範君 登壇）

**事務局長（三上明範君）** それでは、平成23年度と平成22年度予算ということでしたけども、4点御質問いただきましたのでお答えさせていただきます。

「平成22年度収支見通し」と「保険給付の推移と所見」につきましては、関連がありますので、一括してお答えいたします。

先ず、平成22年度の収支見通しとしましては、保険給付費の大宗を占めます療養

の給付等の総額は約875億円となる見込みでございます。平成22年度当初予算に計上しました平成23年度の保険料設計時の約883億円とほぼ同じ規模で推移しております。一方、保険料につきましては、保険料設計時と比べまして、被保険者の保険料算定に係る所得額が下がったものの、収納率は若干上回る見込みであることから、その収支については、ほぼ保険料設計どおりに推移するものと見込んでおります。

したがいまして、今回の平成23年度予算におきましても、療養の給付等の総額を保険料設計時と同額の約929億円と計上しているところでありまして、その乖離はあまりないものと考えております。

次に、「保険料減免申請と決定状況」及び「減免制度の周知状況」についてお答えいたします。

当広域連合では、条例、規則及び要領におきまして、保険料減免の要件等を規定しております。火災や風水害、震災等により、家屋等に損害が及んだ場合には、当該事由が発生した事実をもちまして、納期限が未到来の保険料に対し、その損害程度に応じた減免を行うこととしておりまして、平成20年4月の制度開始から現在までに、火災等により申請を受け、決定を行った被保険者は22人でございます。

また、事業の休廃止や多大な損失、農水産物の不作や不漁等の特別の事情により、

収入が著しく減少した場合においても、その収入額に応じて、同様に保険料の減免を行うこととしております。

次に、その周知状況についてでございますけれども、当広域連合では毎朝新聞等によりまして、家屋の災害記事を確認し、被災者が後期高齢者医療制度の被保険者の場合には、市町を通じまして積極的に減免申請の勧奨を行うとともに、当広域連合のホームページや、被保険者証の一斉更新時、また、新たに被保険者となられた方々、全ての方にお配りしているパンフレットに、保険料の納付が困難な場合には、市町の担当窓口へ相談していただく旨を掲載しております。さらに、市町の担当者会議においても、制度の周知を図り、当該被保険者の方が窓口相談に来られた場合は、生活実態等をしっかりと把握し、適切な対応に努めていただくようお願いをしているところでございます。

今後も、保険料減免を含め、わかりやすい制度の説明に配慮してまいりたいと考えております。

**議長（栗田政次君）** 21番。

**○松本朗君** 収支見通しという点で、給付費との関係、保険料との関係では、ほぼ設計どおりという答弁でありましたが、ちょっとこれは確認、わからないところがありますので、22年度の先ほどの補正の中で、基金への繰り入れを6億余りやっています。

単年度の実質的な収支はプラスになっているんじゃないかと思うのですが、その辺はどの程度のプラスになっているんでしょうか。

**議長（栗田政次君）** 事務局長。

**事務局長（三上明範君）** 予算では約2億円マイナスということになっております。22年度末では、約23億円ということでお話をさせていただいたかと思っておりますけれども、23年度では約7億円を保険料抑制のために取り崩しが必要なこととなっておりますので、23年度末では約16億円になるのでないかと見込んでおります。

**議長（栗田政次君）** 以上で通告による発言は全て終了いたしました。よって、質疑を終結いたします。

ただ今から討論に入ります。

21番 松本朗君から、討論の通告がありましたので許可いたします。

21番 松本君。

**○松本朗君** 質疑の次第によっては討論するというところで、質疑で一定理解をした面と、あえて討論をしなくてもいいという判断に達しました。したがって、討論はしません。以上です。

**議長（栗田政次君）** 以上で討論を終結いたします。

それでは、採決したいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（栗田政次君） 御異議なしと認めます。

それでは、第2号議案及び第3号議案を一括して採決いたします。

第2号議案及び第3号議案につきましては、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（栗田政次君） 起立全員であります。よって、そのように決しました。

次に、日程8 第4号議案「平成22年度福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算」を議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。  
連合長。

（広域連合長 東村新一君 登壇）

○広域連合長（東村新一君） ただ今上程されました第4号議案「平成22年度福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案8ページをお願いいたします。  
平成22年度の特別会計補正予算であります。補正額は歳入・歳出とも6億2,274万1千円を増額し、予算総額で929億3,667万5千円とするものであります。

おめくりいただきまして、9ページをお願いいたします。

まず、歳入におきましては、「第2款

国庫支出金」では、平成23年度に実施する保険料の軽減措置に要する交付金と、平成21年度に実施した高額療養費特別支給金に係る特別調整交付金の追加交付分に、長寿健康診査事業の実績見込みを勘案した減額分を差し引きまして、総額6億5,822万6千円を増額いたしております。

「第3款 県支出金」では、長寿健康診査事業の実績見込みを勘案し、県補助金、1,003万円を減額いたしております。

「第4款 繰入金」でも、同じく長寿健康診査事業の実績見込みを勘案し、療養給付費等準備基金からの繰入金、2,545万5千円を減額いたしております。

おめくりいただきまして、10ページをお願いいたします。

歳出につきましては、先ず「第2款 保険給付費」では、第2項 高額療養諸費を8,696万8千円増額し、これに伴い、第1項 療養諸費を同額、減額するものであります。

「第5款 保健事業費」では、被保険者に対する長寿健康診査事業の実績見込みを勘案し、6,202万8千円を減額いたしております。

「第6款 基金積立金」では、平成23年度の保険料の軽減措置に係る国の財源補てんである交付金を臨時特例基金に、また、平成21年度に実施した高額療養費特別支給金に係る特別調整交付金の追加交付分を

療養給付費等準備基金に積み立てるもので、6億6,825万6千円を計上いたしております。

また、「第9款 予備費」では、長寿健康診査事業の減額に伴い、財源としていた保険料の減額分1,651万3千円を、予備費に増額することで調整するものであります。

何とぞ十分なる御審議をいただき、妥当なる御議決を賜りますようお願い申し上げます。

**議長（栗田政次君）** 以上で、提案理由の説明は終わりました。

質疑及び討論の通告はありませんでしたので、直ちに採決いたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（栗田政次君）** 御異議なしと認めます。

それでは、採決いたします。

第4号議案につきまして、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（栗田政次君）** 御異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

次に、日程9 第5号議案「福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。  
連合長。

（広域連合長 東村新一君 登壇）

**○広域連合長（東村新一君）** ただ今上程されました、第5号議案「福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成22年11月26日に国の平成22年度補正予算が成立し、平成23年度におきましても保険料の軽減措置が引き続き実施されることとなったため、所要の措置として、後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するものであります。

改正の内容といたしましては、平成20年度から実施しております、社会保険等の被扶養者であった被保険者の保険料均等割額の軽減割合を引き続き9割とすること、また、所得の低い方に対する保険料均等割額の軽減措置のうち、軽減割合が本来は7割の方を引き続き8.5割とするものであります。

何とぞ十分なる御審議の上、妥当なる御議決を賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（栗田政次君）** 以上で、提案理由の説明は終わりました。

質疑及び討論の通告はありませんでしたので、直ちに採決いたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）



○議長（栗田政次君） 御異議なしと認めます。

それでは、採決いたします。

第5号議案につきまして、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（栗田政次君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次に、日程10 第6号議案「福井県後期高齢者医療広域連合職員の給与の支給に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。  
連合長。

（広域連合長 東村新一君 登壇）

○広域連合長（東村新一君） ただ今上程されました、第6号議案「福井県後期高齢者医療広域連合職員の給与の支給に関する条例の一部改正」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方公務員法第25条の規定に基づき、職員の給与から必要な経費を控除するため、所要の措置として、職員の給与の支給に関する条例の一部を改正するものであります。

改正の内容といたしましては、給与から控除できる経費として、職員の派遣元市町への納入金や福井県市町村職員共済組合に係る経費などを明記するものであります。

何とぞ十分なる御審議をいただき、妥当

なる御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（栗田政次君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

質疑及び討論の通告はありませんでしたので、直ちに採決したいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（栗田政次君） 御異議なしと認めます。

それでは、採決いたします。

第6号議案につきまして、原案のとおり決することに御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（栗田政次君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次に、日程11 一般質問を行います。

21番 松本朗君の一般質問を許可いたします。

21番 松本君

（松本朗君 登壇）

○松本朗君 坂井市議会の日本共産党議員団の松本朗です。

私は連合長に、現行制度廃止後の新しい高齢者医療制度について、基本的事項の確認とその認識についてお尋ねします。

現行高齢者後期医療制度は、年齢によって区別されたということで一昨年夏の総選挙で政権が交代した要因の1つともなった、国民の厳しい批判にさらされた制度であり

ます。

政権に就いた民主党は現行制度の即時廃止をうたっていましたが、政権に就いた途端に廃止の引き延ばしをし、現在の予定では、先ほどの説明では新制度の発足は2014年度からということになります。

政府の検討されている新制度は、後期高齢者医療制度改革会議、以下、「改革会議」で進めていきますが、昨年末に最終とりまとめを決定しています。その内容について、問題であると思われる2点について、以下、お尋ねします。

第1に、その改革会議では75歳以上の方が加入する国民健康保険は当面、会計をそれ以外の現役世代と別勘定にして、都道府県単位の運営とするとしています。これでは、従来の仕組みと原則的には変わりません。今後、高齢者が急速に増加し、医療費が増えると、高齢者の保険料負担は、高齢者の財源で進める割合は1割でありますから、高齢者の保険料の伸びは現役世代の保険料の伸びを上回るようになります。この点について、事実確認も含めて認識をお尋ねします。

第2は、従来あった低所得者に対する保険料の軽減措置が縮小されるという問題で、現行の医療保険制度が国民の厳しい批判もあって、現政権も含めていろいろ一定の改善が図られています。この軽減率の延長など、先ほどの議案でも提案、議決されまし

たが、そういう点がある。条例のこれらの軽減措置が、新しい制度の発足に伴って、後退するのではないかというふうに認識もしていますし、そのように指摘する旨もあります。この点については、連合長の認識をお尋ねします。

以上の点を解決するためには、いずれにしても、国の財政負担が引き上げられなければ解決しません。先ほど、75歳以上の保険料の引き上げ率が現役世代でも高まると言いましたが、現役世代も同じように、第2段階では同一会計になるとするならば、現役世代の会計負担、あるいは健康保険、あるいは共済とか、そういう保険機関の負担も大きく増えることになるわけです。この点について、国の今後の財政負担の基本的なスキームについてもお尋ねをして、連合長のご認識をお尋ねいたします。

私は、こういう今の国の改革会議の示す方向では、結局高齢者あわせて国民、高齢者と現役世代ともに負担を引き上げる制度でありますから、決して理解は得られないと思いますので、連合長においては、国に対して明確にこの制度に対する問題点を指摘していただきたいと、このことを要求して私の最初の質問といたします。

**○議長（栗田政次君）** 松本君の質問に対する理事者の答弁を求めます。

連合長。

（広域連合長 東村新一君 登壇）

○**広域連合長（東村新一君）** 最終とりまとめの中で、今回の議論の中心は高齢化の進展で増大する医療費をどう負担していくかといったことでありまして、高齢者を含めた国民全体が無理のない形で負担していただくための助け合いを、より納得のいく後期高齢者の保険料、現役世代の保険料、患者負担の組み合わせによる制度の実現を目指すとあります。

こうした中で、高齢者と現役世代の保険料の伸びをほぼ均衡にする高齢者負担率の見直しや公費負担の拡大など的高齢者保険料の抑制策が示されたところであり、今後、国において被保険者の皆さんをはじめ、その理解を求めていくものと思われま

す。なお、第一段階において、単純に従前の市町村国保に戻ると保険料格差が復活し、多くの高齢者の保険料が増加することが予想されるとともに、市町村国保においてはさらなる財政負担が伴うことから、保険財政の安定化を図るため、都道府県単位の財政運営とされたところでありまして、その施行状況も見ながら、第二段階である全年齢での都道府県化を今後検討することになっております。

私ども広域連合は、法律に基づいて制度の運営を預かる組織でございまして、被保険者の皆さんが安心して医療を受けられるというような体制をつくり、こうして議会の皆様の御意見もお伺いしながら、これま

で進めてきたわけでございます。そうした観点から、全国組織である広域連合協議会を通じ、被保険者の皆さん、あるいは現場の声を国には十分届けて、国民全体が納得できるような制度となるよう、今後もいろいろと努力をしまいたいと考えている次第です。

○**議長（栗田政次君）** 21番。

○**松本朗君** 連合長の答弁は、改革会議の最終とりまとめに沿った答弁だったと思うんです。それで、先ほども言いましたが、その改革会議の最終とりまとめのいわゆる財源のスキームであっても、私、指摘したように、第一段階の推移の中で、現役世代と75歳以上の高齢者との保険料の引き上げられる割合は、これは高齢者のほうが高齢化に伴って、医療費全体が上がるわけですから、そういう中で、高齢者の方の保険料負担率、つまり保険料の引き上げられる方が高くなるのではないんですか。変わらないんですか。その基本的なスキームが、引き上げる速度が現行制度よりも緩やかになりますが、第一段階では高齢者を別にしていますから、保険料負担が。そういう点で引き上げられるようになるというふうに私は認識しているんです。その点について、いかがですか。

○**議長（栗田政次君）** 事務局長。

**事務局長（三上明範君）** 改革会議におきまして、確かに高齢者、現役世代、それ

ぞれ上がるということで試算されております。そんな中で、今、高齢者のほうが現役世代よりも高い伸び率になるというふうな試算された中で、今回の改正につきましては、高齢者の伸びを現役世代に均衡させましょうということで今、考えているわけです。その分で、公費をどのように投入するかについては今後の課題かと思われま

○議長（栗田政次君） 21番。

○松本朗君 まさにそこが問題で、今の国のやろうとしているところでいいますと、国庫負担は必ずしも上がるという仕組みになっていませんので、まさにそこを今後の課題かもしれませんし、連合長、先ほどおっしゃったように、国民の理解が得られるようにしたいとおっしゃいましたので、事務局長が言われるように、現役世代とほかの高齢者の世代が同じ率で上がるんではほんとうに困る、実際は困るんですよ、高齢者の方が。負担がどんどん、保険料が引き上げられるんでは、制度としては維持できないわけですから、まさに国の思い切った財源措置が必要なわけです。そういうことを、ぜひ今後、強く国に対して連合長として要求していただくということを求めて質問いたします。

○議長（栗田政次君） 要望ですか。

○松本朗君 求めるということです。

○議長（栗田政次君） 要望ですね。

○松本朗君 じゃ、連合長の決意をお尋ね

します。

○議長（栗田政次君） 連合長。

○広域連合長（東村新一君） 先ほどもお答えの中でも申し上げましたように、今のこの制度は、私どもの福井県だけの制度というわけでもありませんし、全国の組織として、今、やっていかなければならないということでもありますので、当然、今度は高い、低いの基準になりますと、それぞれの地域の保険料の額もみんな違うというような状況もあります。そういうふうなところも含めて、やはり全国の組織である、広域連合協議会等の中でよく議論もし、そして要請をしていかなければならないだろうというふうに考えています。

○議長（栗田政次君） 以上で通告による発言は全て終了致しました。よって、一般質問を終結いたします。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

ここで、広域連合長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

連合長。

（広域連合長 東村新一君 登壇）

○広域連合長（東村新一君） 平成23年第1回福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会の閉会に当たり、一言御礼を申し上げます。

議員各位には、長時間にわたり、提案させていただきますました議案につきまして慎重

なる御審議をいただき、本日ここに妥当なる御議決を賜りましたことに、心から厚く御礼申し上げます。

今後も制度の円滑な運営に取り組んでまいり所存でございますので、議員各位におかれましても、より一層の御指導、御鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、閉会に当たっての挨拶といたします。

どうもありがとうございました。

○議長（栗田政次君） 以上で会議を閉じます。

これもちまして、平成23年第1回福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。御苦勞様でした。

午後4時00分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、本会議の顛末を証するため、ここに署名する。

福井県後期高齢者医療広域連合議会

議長 栗田政次

署名議員 河端 満

署名議員 原 幸雄